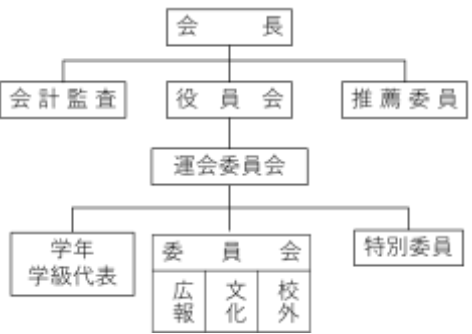
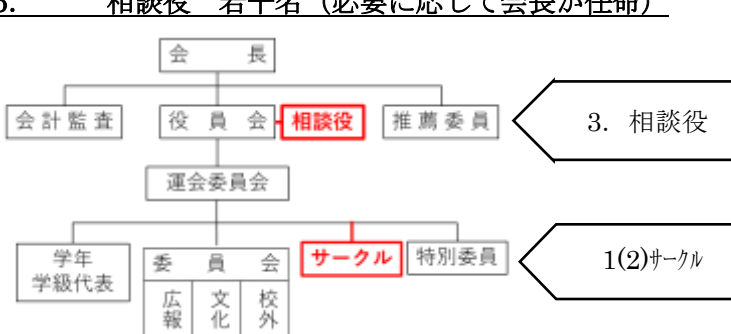


【別紙1】PTA規約見直し案

現状の活動内容に合致しないものを改め、多忙な保護者の負担にならないよう、楽しんでPTA活動に参加できるよう、以下見直し案を提起します。

	テーマと概要	改定前	改訂後案
1	<p>文化委員の活動目的と内容</p> <p>(1)目的が現状と合致しない。イベント企画は負担。(活動の例としては給食試食会、学校の文化行事のサポートなど)</p> <p>(2)サークルは独立して活動するため現状と合致しない。</p>	<p>第24条 <委員会></p> <p>2. 文化委員会</p> <p>文化委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選によって委員長1名、副委員長2名を選出する。委員の選出方法と人数については細則に記す。</p> <p>文化委員会は、<u>会員の教養を高め、サークル活動の支援を行うことを目的とする。各サークルはこの委員会に属する。</u></p>	<p>第24条 <委員会></p> <p>2. 文化委員会</p> <p>文化委員会は、各学年から選出された委員で構成し、互選によって委員長1名、副委員長2名を選出する。委員の選出方法と人数については細則に記す。</p> <p>文化委員会は、<u>生活が多様化する中で、効率良く、気軽に、安全に、会員同士、会員と学校が情報交換や交流を行う環境を創ることを目的とする。各サークルはこの委員会に属する。</u></p>
	1(2)について、図表にも明記	<p>第6章 役員および会計監査委員</p> <p>第11条 <役員></p> <p>本会の役員は、以下の人数以上で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 (P) 2. 副会長 3名 (P2・副校長) 3. 書記 3名 (P2・T1) 4. 会計 3名 (P2・T1) 	<p>第6章 役員および会計監査委員</p> <p>第11条 <役員></p> <p>本会の役員は、以下の人数以上で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 (P) 2. 副会長 3名 (P2・副校長) 3. 書記 3名 (P2・T1) 4. 会計 3名 (P2・T1) 5. <u>相談役 若干名 (必要に応じて会長が任命)</u> 
2	<p>相談役を設置</p> <p>役員負担軽減のため、役員経験者OB/OG(卒業生父母)を相談役として会長が任命できるようにする。</p>		

	テーマと概要	改定前	改訂後案
3	<p>運営委員会</p> <p>(1) 基本的に毎月開催は多いのではないかと？</p> <p>(2) 構成は監査委員(必要に応じて)およびサークルを加え、代理可能にすべきではないかと？</p>	<p>第 21 条 <運営委員会></p> <p>運営委員会は、次の通り構成され、<u>原則として毎月 1 回開くものとする</u>。運営委員会は総会につぐ、議決機関とする。</p> <p>1. <構成></p> <p>運営委員会は、役員・学級代表・専門委員会の正副委員長および学年主任で構成する。</p> <p>2. <任務> (略)</p>	<p>第 21 条 <運営委員会></p> <p>運営委員会は、次の通り構成され、<u>必要に応じて開くものとする(年 4 回程度;初回顔合せ、総会前、次年度役員公示、次年度役員承認ほか)</u>。運営委員会は総会につぐ、議決機関とする。</p> <p>3. <構成></p> <p>運営委員会は、役員・会計監査委員(必要に応じて出席可能)、学級代表・専門委員会の正副委員長・サークル代表(またはその代理)および学年主任で構成する。</p> <p><任務> (略)</p>
4	<p>会計監査員切り離し</p> <p>会計監査が本来の業務を遂行するため、2019 年度より役員活動は行なわない。(元来、会計監査委員は役員ではない)</p> <p>従来、推薦委員に推挙された候補者間で役員役職または会計監査を決めていたが、今後は役員候補者と会計監査候補者を分けて選出する。</p> <p>そのため、内規も役員と会計監査を分ける必要あり。</p>	<p>【推薦委員内規】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各学級より役員候補 2 名以上の選考の協力を全会員に呼びかける。 推薦委員は役員候補にはなれない。ただし、推薦委員の互選により選ばれた場合は、この限りではない。 現役員が、役員候補を推薦することもある。 推薦委員会が役員候補を推薦することもある。 内規は必要に応じて運営委員会にて協議変更することができる。 	<p>【推薦委員内規】</p> <ol style="list-style-type: none"> 各学級より役員候補 2 名以上の選考の協力を全会員に呼びかける。 推薦委員は役員候補にはなれない。ただし、推薦委員の互選により選ばれた場合は、この限りではない。 現役員が、役員候補を推薦することもある。 現役員が、会計監査員候補を推薦することもある。 推薦委員会が役員候補を推薦することもある。 内規は必要に応じて運営委員会にて協議変更することができる。